

戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金
弔慰金 裁定証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者 [遺族年金受給者]
弔慰金

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族

等援護法 (昭和27年法律第127号) 第23条第1項第1号に
第34条第1項の規定による弔慰金

規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して
(同法同条第2項の規定による場合を除く。)

[証 書 記号] 第 号 (年 月 日付け)
裁定通知書

遺族年金証書
の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、
扶助料請求者が遺族年金を受けなかったが弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁
定について証明すること。